

政治倫理審査会記録

令和3年8月17日

【開催日】 令和3年8月10日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時43分

【出席委員】

会 長	矢 田 松 夫	副 会 長	岡 山 明
委 員	伊 場 勇	委 員	笹 木 慶 之
委 員	水 津 治	委 員	杉 本 保 喜
委 員	恒 松 恵 子	委 員	中 岡 英 二

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議 長	小 野 泰	傍 聴 議 員	山 田 伸 幸
-----	-------	---------	---------

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
------	---------	-------	---------

【審査内容】

- 1 政治倫理基準に違反する行為の存否について
- 2 その他

午前10時 開会

矢田松夫会長 ただいまから第3回政治倫理審査会を開催します。山陽小野田市議会政治倫理条例第7条は、「審査会は、次に掲げる事項について審査する。」となっており、第1号、調査請求の適否については皆様方の合意といたしましょうか、適当と結論が出ました。今日は一歩進めまして、第2号、政治倫理基準に違反する行為の存否についての審査を進めていきたいということです。この進め方については、前回に調査請求の対象となる山田議員にお越しいただきまして、皆様から質疑していただきました。今日は該当するかどうなのかを御意見を頂き、基準は山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号、「市民全体の代表者としての品

位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」及び第5号、「市又は市の出資法人が締結する請負契約、業務委託契約、物品の購入契約その他の契約に関し、正当な理由なく特定のものに対して、有利又は不利となる取り計らいをしないこと」に該当するものとされておりますことを、再度確認の意味で政治倫理条例を読み上げたわけです。請求者の杉山さんから①と②についての資料も出ておりますし、それについての御意見も頂きました。今日は、山田議員の政治倫理基準に違反する行為の存否について、皆様方の御意見を頂くということにしています。意見を出しやすいのは、直接第1号に行くより、杉山さんから御意見があった第5号、市の請負契約についてどうなのかというのを先にしたらどうなのかということなんですが、いきなり山田議員に行くより、第5号に行きたいというのが私の提案ですが、どうでしょうか。

水津治委員 本日、申入書が出ておりますが、これの取扱いはどのようにしますか。

矢田松夫会長 これは、昨日、正副議長宛てに提出されたもので、受け付けました。これは今日の皆様の審査にも影響を与えるものと思います。大きくなるか、若干か、皆様方の受け止め方には差異があると思いますが、これも踏まえて資料として皆様にも事前に配りました。私は申入者ではありませんので、これについての質問には答えることができません。ただ、これはあくまでも提出された方の御意見ですので、それらのことは皆様の頭の中に置いていただいて、一つの資料としての意見は頂くんですけど、この申入書そのものについての議論はしなくてもいいと思います。中身について私は答えることができないし、皆様も議論できないと思います。そういうことで進めていきたいと思いますが、どうでしょうか。

水津治委員 特に気になるのが3番目のところです。最高裁判決が確定している中で不正行為を考えたときに、協議する中で最高裁の記録、会議録があれば、より一層、判断の指針になると思うんです。

矢田松夫会長 それについて岡山副会長から、ここはあくまでも政治倫理条例第3条に違反したかどうかを審議する場であって、その判例とか裁判所の話をする場ではないという御意見がありました。その整合性について岡山副会長はどう考えますか。

岡山明副会長 私も政治倫理審査会で裁判の話を持ち込むのはおかしいと思います。今回申入書にもありますが、政治倫理審査会の仕事は、政治的、道義的責任があるかどうか。いろいろ裁判とかありますけど、それよりは、裁判もやってきた中で、申請者は、「道義的責任がどうなんだ」ということを聞きたいのだと思っております。そういった意味で、裁判の結果を審査会の中に持ち込む必要はないと思っています。あくまでも議員としての道義的責任がどうなのかというところを第1条、第3条を通して皆様の意見を聞かせていただいた上で判断させていただきたいと思っています。

伊場勇委員 名誉棄損であるかどうかということと政治倫理とは違うと思うんですが、参考人として山田議員に来ていただいて、裁判中ということとか、名誉棄損じゃなかったとか意見を頂きました。それは責任ある発言だと思っておりますし、それに加えて和解案が出ているという発言もあったりもします。その中で、その事実を政治倫理審査会の中できちんと確認する上で、その判決文をしっかりと確認するべきじゃないかということとです。それは水津議員も私も同じ意見です。今日資料が出ておりますが、申入書の中にもそう書いておりますので、そこは少し段階を踏んでもいいんじゃないのかなという思いです。

岡山明副会長 今回、杉山さんから頂いた資料の中に答弁書があります。答弁書を読めば、大体どういう内容で、裁判はどのような形で行われたか、その辺は答弁書の中に出ていると思うんですよ。杉山さんの資料の9ページの答弁書に調停でのいきさつが書かれているんじゃないかと思います。

ここを読まれたら、ある程度そういう政治的部分の話は網羅されています。これは杉山さんが書かれた文書ではなく、裁判所が書かれた文書ですから、中立の立場で書かれている答弁書です。裁判の状況は、ここに答えとして出ていると解釈しています。そういう状況なので、今更その裁判の話は必要ないと思っています。

伊場勇委員 岡山副会長が言ったように答弁書は手元にありますが、答弁書と判決とは違うと思うんですよ。なので、そこは知りたいなと思います。

杉本保喜委員 会長から申入書も参考にしながらという話をされたんですよね。そうであるならば、これを理解するためには、裁判所の文書を我々も目を通す必要があるんじゃないかと感じました。

矢田松夫会長 今日はこれを踏まえての御意見を頂くけれど、この申入書そのものについての議論は必要ないと、そういう場ではないと言いました。確かにこれも大事な資料と思います。しかし、申入書そのものについての議論は今日するべきではないと思います。そうでないと、政治倫理審査会の本来の議論から話が移ってしまうと思うんですが、どうですか。

杉本保喜委員 会長の言われることはよく分かります。ただ、今日これはやらないという意見であれば、日を変えてこれをやるのかという見方もありますが、その辺りはどうなのか疑問が残るんです。

矢田松夫会長 今の杉本委員の結論を回答するということは、議会そのものの運営上の問題であって、これは何回も言うように、今日の議論の中の一つの資料として皆様方が意見を言われるのは結構ですけど、この申入書そのものについての議論する必要はないと。何度も言いますが、私はそのように思います。今回の調査対象者の山田議員に関することが出ておりますので、出された申入書も必要なんです。でも申入書そのものについては、この場で議論する必要はないと思います。今問題になって

いるのは、全員が「名誉毀損に当たらないという判決文が欲しいんだ」、
「それも今日の議論の材料の一つである」と言われれば、その資料をどこかから取り寄せるか、次回にするかですね。

中岡英二委員 この申入書を話の中での参考にしたいと思っております。しかし、その裁判の内容うんぬんよりも、杉山さんと山田議員、杉山さんと市の裁判が継続中ということは考慮しながら、多少頭のどこかに入れながら政治倫理審査会で話していこうと思っております。だから、詳しい裁判の内容とか、この申入書についての話合いというのは、参考にはしますけれど、必要ないのではないかと思います。

矢田松夫会長 今後の審査に当たって、裁判資料が必要かどうかということですが（発言する者あり）

伊場勇委員 今の裁判資料は出ないと思います。

矢田松夫会長 今の裁判資料というのは、名誉棄損に当たらないというものです。

伊場勇委員 広島高裁で名誉棄損に当たらないときちんと言いつているのかどうかはきちんと確認しなくてはいけないんじゃないですか。

矢田松夫会長 そういう判決文があるかないのか、ですか。

伊場勇委員 そういところですよ。

島津議会事務局次長 山田議員から判決文をお預かりしているので、参考に出すことは可能です。

矢田松夫会長 それが争点になっておりますので、10時20分まで休憩いた

します。

午前10時15分 休憩

午前10時20分 再開

矢田松夫会長 それでは、政治倫理審査会を再開します。水津委員から申入書の中身について、名誉棄損に当たらないという資料を出してほしいと言われました。休憩中に資料をコピーし、皆様方のお手元に配布しました。今後の審査に当たって、これが非常に重要であるということで皆様に配布したわけです。これについて、中継を見ている方は内容が分からないので、読み上げます。5ページに結論があります。「以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。よって本件訴訟は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する」というのが広島高裁の結論です。もし水津委員から意見がありましたら、質疑を受けたいと思います。

水津治委員 今回のこの裁判は、名誉毀損の内容での結論と思います。その中で4ページ(2)イの下の方にあります、「仮に不法行為を構成するとしても」、先ほど少し言いましたように、不正行為というものが、この裁判の中で議論されたかが少し気になったので記録を見たいと思いました。そこで、「仮に不法行為を構成するとしても、被控訴人個人が責任を負うことはなく」と書いてありますので、不法行為ということからいくと、本市の政治倫理条例にはこういった言葉を用いておりませんが、一般社会通念上、不法行為が焦点になるかなというふうに思っております。その中で、「これについては不法行為を問うことがない」と書いてあります。これも重要かなと思いました。

中岡英二委員 一番気になったのは、結論の上に書いてあります。したがって、控訴人の前記うんぬんとあって、不法行為に基づく損害賠償責任等負う

者は見られない。損害賠償を請求しても、これは明らかに損害賠償であったということが明白でなければ、損害賠償請求というのは成り立たないと思いますし、この結論は正当だと思います。確かに杉山さんが前に来られて、従業員がいなくなったとか下請のものが減ったとか話されていましたね。しかし、この判断を見ると、それは明らかなことになっていないのかなど。だからさっき言われたように、不法行為うんぬんというよりも損害賠償を払うべきか払わないかという結論が出された判決じゃないかなと理解しました。だから明らかな損害賠償というのが証拠として出ない限りは、これを見る限り、損害賠償請求は成り立たないんじゃないかと思いました。だから、不法行為うんぬんというよりも、杉山さんが出された損害賠償についてどうかということを審議されたと思うんです。

矢田松夫会長 8人の委員が資料を見て議論するのも良いんですけど、この資料を見ていない方がおられますので、「どこについて」となるべく文面を読んで発言してほしいです。中岡委員が言うように、「どの辺がこういうふう書いてあるけれど」と言われると、視聴されている方も参考になるんじゃないかと思います。せっかく資料として広島高裁の判決が出ましたので、いかがでしょうか。この判決文が山田議員の政治倫理基準に違反する行為の存否につながるかどうかということですね。今、資料に基づいて皆様方に御意見を頂いています。

中岡英二委員 結論を言ってなかったんですが、裁判の資料は、政治倫理審査会の審議の参考にはなるけれども、これが全てではないと思います。それが結論です。

伊場勇委員 構成する資料かどうかで言えば構成する資料だと思うんですよ。何でかという、例えば聞いた意見の中に今裁判中だから言えないとかそういうところがあったんで、今回参考にしているこの申入書の中にも書いているので、今出していただいて、はっきりと見ることで良

かったと思っています。「名誉を毀損したとして不法行為を構成するとは言えない」と書いていまして、今参考にしてている資料については、名誉毀損とは言えないという判決が確定しているというところで、不法行為を構成すると言えないというのと、もう素直に言えないという違いはどういった解釈なのかは、まだ知識不足なので判断ができないところもあります。ただ、僕の受け取った感じからすれば、裁判所としては議会の中での発言なので、しっかりと議会の中でという印象も受けますし、個人的な裁判の中の話でもあるなというところがあるんですが、今は政治倫理条例の審査会をしていますので、これを踏まえて、このことについてしっかりと意見を出さなければいけないととだと思っています。なので、今、出された資料については、それを一つの参考として持つておくべきだ、頭の中に入れながら発言するべきだと思っています。

矢田松夫会長 中岡委員も伊場委員も、この判決文は、この審査に当たっての直接の資料ではないけれど、間接的には審査の資料として重要である、大事な資料であると考えていると理解していいですね。どうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで、この判決文については議論を終了したいと思います。ほかに何かありますか。

岡山明副会長 少し補足するんですけど、政治倫理審査会がどういうものかというのと、その議員の言動が行為規範また法令に著しく違反しているかどうかを審査したり、政治的、道義的に責任があるかどうか審査したりするというもので、法令の部分に関しても、著しく違反しているかどうかという審査も必要であると思っています。

矢田松夫会長 だから、今から審議するに当たっては、判決文は、直接的ではなく間接的に議論のそ上に乗ります。しかし、これは全体を占めるものでありませんということで議論を進めていきたいと思うんですが、それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは元に戻しまして、最初に私が言いましたように、条例第3条第1号の前に、まず第5号、市

との請負契約について、契約の相手と言いますか、太陽産業とほかの企業との、あるいは市と太陽産業との契約の相手です。ふさわしいかどうか、そういった疑問があったかどうか、該当するのかどうか、ここに書いてある不利益があるのかどうか、あるいは、取り計らいをしたのかどうか、こういうことを先に整理していきたいと思います。これについては「もういいんですよ」となれば、本来の第3条第1号に行きたいと思うんですが、どうでしょうか。第5号について、どう整理していきましようか。

笹木慶之委員 前回の審査会の中で、申立てのあった方の出席を得て、いろいろ聞いたわけですが、その中では、具体的に4億円程度の売上げ減と、3割から4割の売上げ減という話も出ましたが、それがこのことに起因しているという状況はつかめなかったと思いました。確かに、精神的な苦痛はあったにしろ、第5号に該当するかということについては、そこまでは少し、それを示すものではないんじゃないかと感じております。したがって、それらを押しなべて考えたときには、第5号の適用はいかななものかなという気がしております。

中岡英二委員 私も同じような意見なんですが、たしかに調査請求者にとって、精神的ダメージが多少あったとは思いますが、しかし、第5号、締結する請負契約、業務委託契約、物品購入契約その他契約に関する正当な理由なくというものには当てはまらないと思っておりますので、これには適用しないという考えです。

矢田松夫会長 笹木委員と中岡委員から、第5号には該当しないんじゃないかとありましたが、ほかの方で御意見はありますか。まだ二人ですから、過半数以上の方に「そうだ」と言ってもらわないとまとめるわけいきませんので、ほかに御意見はありますか。

水津治委員 第5項の最後、「有利又は不利となる取り計らいをしないこと」

ですが、これは事前にとということだと思っんです。それから考えると、該当しないかなと思っます。

恒松恵子委員 第5項ですけれども、先般のお話を伺う限り、明確に数字、事実等が示されたような気もしますけど、はっきりしたものではないので、やはり第5号には該当しないと思っます。

杉本保喜委員 私もそう思っます。取り計らいをしないこと。別に意識して取り計らっていたわけではないということ、相対的にこれには当たらないと思っんです。

伊場勇委員 第5号について、請求者の杉山さんの言われることも、直接的な因果関係を示すことはすごく難しいことだと思っんですが、ただ気持ちもすごく分かるんですよ。ブラック企業という発言は良い言葉じゃないので、それについて訂正したにせよ、そのときに受けた影響というのは、少なからずあるんじゃないかと僕は思っています。政治倫理条例第3条第5号に落とし込んだときに、当時、山田議員は多分故意を持って、こういった有利又は不利な取り計らいをしようと思っと思ってそう言ったわけじゃなくて、その契約自体について、どうなのかと言ったものだと解釈しています。結果、もしかしたら請求者が不利な状況になったことはあるかもしれませんが、政治倫理条例の第3条第5号に落とし込むと、この有利又は不利の取り計らいをしたとは言えないんじゃないかと思っるので、ここで不正行為がなかったんじゃないかと思っているところなんです。

矢田松夫会長 そうということ、総体的に皆さん方の御意見については、確かに杉山さんは、精神的な苦痛はあったけれど、有利不利の具体性がなかったということ、第5号についての議論は終えたいと思っています。それでは一番の中心であります第3条第1号について、議論していきたいというふうに思っっております。これについては第2回で、山田議員に出席をしていただいて、皆さん方に質疑していただきました。それらを

踏まえて、皆さん方の意見を頂きたいと思っております。

笹木慶之委員　ちょっと確認しますが、この事案については、既に議会運営委員会のほうへ陳情書という形で、この取扱いが出ておったわけですね。議会運営委員会の審議の中で、対象議員の発言は不穏当発言に当たるものであるというような形が表記されています。そのことについて、お尋ねするんですが、そのことはどのように受け止めたらいいんでしょうかね。これは決定事項ですか。どうなんですか。

矢田松夫会長　決定事項という意味がちょっと分からないんですが、もう少し詳しく言っていただけたらと思います。私に言うのか、議長に言うのかですね。

笹木慶之委員　この申立人の中に記載があるじゃないですか。その中で、議会運営委員会への陳情という項目の中で、陳情書を提出した。議会運営委員会では、参考人として呼出して、双方の主張を聴取した上で、対象議員の発言は不穏当発言に当たるものであってうんぬんと書いてあるんですよね。その取扱いがどうなっているのかということなんですよ。これは正式なものとして認めていいんですよね。どうなんですか。

矢田松夫会長　島津次長。今の議会運営委員会の結論がどういうふうに整理されるのか、議運決定そのものについて笹木委員が言われているんですが。

島津議会事務局次長　前回議事録をお渡ししました。それから、実際に議運決定事項で報告されたことはないというふうに思っております。

矢田松夫会長　笹木委員が言うのは、議運決定事項の効力がどこまであるのかないのか。なぜ決まったようなことをしないのかということをお尋ねしたんですが、そういうことではないんですか。

笹木慶之委員　そういうことでなく、客観的事実を確認しているんです。陳情書が出ましたよね。議会運営委員会というのは議長の諮問機関ですから、それを整理して、意見を出すというのが議会運営委員会の務めじゃないですか。審議をしているわけですよ。そのことが議長にきちっと提出されたのかどうかということなんです、そこが第1点。それから、その次は手続の問題ですから、その後どうするかというのは手続で、私はそこまで言っているわけではない。ただ、その中の一言として、不穏当発言というものが出ているんですよ。そこなんです。

矢田松夫会長　これについては皆さん方に既に、当時の議事録を配布しております。第63回議会運営委員会で、これは令和3年4月13日ですね。このときの結論を8人の方以外の方もこれ見ておられますので、もう一度読み上げますけれど、全会一致で不穏当発言と認定した。次の定例会、6月議会では、議長がその旨、不穏当発言を報告するが、この進め方については、事務局とも、また議長ともまとめていかななくてはならないという長谷川議運委員長の回答があります。その中ではいろいろ、ほかの委員からも、議長は次の定例会にその旨の報告をするということであったが、この内容については、そういうことで間違いのないと思います。そういう経過があって、その後どうなっていったのかという、笹木委員の質問ですか。

笹木慶之委員　だから、今、会長言われたようにね、そういう経過をたどってきたわけですよ。ということで、議会運営委員会とすれば不穏当発言ということをして全会一致で認めたわけじゃないですか。その重みの問題。それを議長のほうで、手続だけはまとめてやるということはそうでしょうけど、それとの兼ね合いを踏まえて、やはり考えていかなきゃならん事案じゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。それはそれ、これはこれというわけにならんでしょう。

矢田松夫会長　4月13日の議運の決定以降、どうしたのかということですか。

それがちょっと見えないから、私が言うよりは、議長のほうから答えてもらったほうがいいんですが、議事録はあるんだよ。

島津議会事務局次長 この件については、陳情書が出まして、それを議会運営委員会で議論したところです。通常、陳情書であれば、相手に回答するのですが、そちらの回答はまだ出してないといったところです。それから、先ほど笹木委員が言われました件については、そのときに、山田議員のほうから発言の申出がありまして、その発言については訂正をしたということになっております。

笹木慶之委員 いや、それはもう私も聞いているから、最後のことは分かるんですけど、議会運営委員会での決定事項のその後の取扱いが不明確じゃないですか、早く言えば。決まっておって、それがなされないまま日にちを経過してきた。その延長線上にこの審査会があるんです。とすれば、議会運営委員会での議論というのは重要な議論ですから、それを受けての話につながっていくんじゃないかなというふうに思うわけですが、いかがですかと言っているんです。その点は、議長いかがですか。

小野泰議長 島津次長が言われたように、確かに議会運営委員会でそういう決定がなされました。その後、協議をして、次の本会議でという手順でございましたが、その前に山田委員から訂正の発言の申出がございまして、発言をしていただいて、本日に至っているということです。

矢田松夫会長 今の小野議長の回答について、笹木委員のほうから御意見ありますか。今言われたそのままの回答でいいですか。

笹木慶之委員 今議長が言われたのが、客観的事実だと思いますから、それをどうだこうだ言うつもりはありませんが、やはり議会運営委員会の中での不穏当発言ということが皆さんの意見としてまとめられたんですよね。じゃあそれに対する謝罪ということ等についてはどうなのかということ

ろが残る問題なんですよ。議長がどうこうということを言いませんけど、普通そうであれば、そこに謝罪的な要素が入ってくるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこがつながりとなってくるわけですよ、この委員会審査会のね。というふうにしか受け止めようがないと思うんです。何もないなら別にして、議会運営委員会という一つの議会機能としてやっているわけですから、それはそれとして、やはり評価すべき事項というふうに思うんです。

矢田松夫会長 質問じゃないんですか。それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）不穏当発言と認定した、イコール謝罪につながるんじゃないかというふうに笹木委員が言われました。最初に私が読んだように、不穏当発言と認めたけれど、その進め方については相談するということがあったが、島津次長から言われたように、陳情書を出された方へ回答はしていないということでありましたが、回答を出す前に、山田議員からの訂正発言があった。時差がちょっと、まとめを出してから、訂正発言するならいいんだけど、回答を出す前に訂正発言が出た。そのまとめはどこいったのかということになるんですが、いまだにまとめが出ていないということは、山田議員が言う訂正発言が正しかったのかと、取扱いが。でも、基本的に私は笹木委員が言うように、まずまとめを出して、次に山田議員の訂正発言につながるんじゃないかと思うんですが、その間が抜けていたんじゃないかというふうな気がしないこともないんですが、これらについての議論はどうでしょうか、まだ続けますか。何か御意見ありますか。

伊場勇委員 陳情書の回答については、裁判中だったというところもあったりして、なかなか回答はまだしきれていないというのが実情かなというふうに思うんですよ。議会運営委員会で不穏当発言を認定したということは紛れもない事実ですから、それは議会の中の大事な機関が認定したところですから、そこも参考にしながら、この倫理審査会で処理していかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。

矢田松夫会長 関連があるということですか。

伊場勇委員 関連がないことはないと思いますよ。ただ、それはあったということで、改めて、杉山さんと山田議員を呼んで話を聞いたわけですから、そこはそこでしっかり決定しなきゃいけないかなというふうに思います。

矢田松夫会長 これは大きな争点ではないということで議論を進めていくんですか。そういうことでいいですか。それは皆さん方の整理の仕方であればいいんですが。

岡山明副会長 議会運営委員会で不穏当発言、不適切ということが認定された。それは議運の話ですよ。その後どういう形だったかという状況で、対象者の杉山さんから話は聞いていますよね。資料の中に入っていますよね。令和3年5月20日開催の本会議で、上記の発言が訂正されたという状況で、謝罪の言葉はない。あくまでも訂正であって、謝罪という言葉がない。そのことに対してどうなんですか、道徳的責任はないんですかということ、杉山さんが訴えている大きな要因になっている。議会運営委員会とかいろいろあった状況で、結局、山田議員としては訂正した上で、杉山さんがどうかという状況になれば、ちょっと待ってくれと。訂正ということは、自分がおかしかった、正しくなかったということ、認めとるんだから、道理として謝罪してはどうなんだという部分で、やっぱり第1号の大きな争点にも私はなると思います。

矢田松夫会長 ほかの委員の御質疑を受けます。なければ、11時まで休憩をします。

午前10時55分 休憩

矢田松夫会長 それでは政治倫理審査会を再開します。休憩前の議論については、第63回議会運営委員会での決定事項について、どうなのかという議論がありましたが、ほかに何かありますか。決定したことが、その後どうなったのかということでありました。

水津治委員 陳情書にまだ回答していない。その中で、類似した内容のものが出ているので、政治倫理審査会が先に回答すると、何か順番が違うような気が私はしております。

恒松恵子委員 水津委員がおっしゃいました発言ですけれども、ひょっとしたら政治倫理審査会の結論によっては、陳情が取り下げられることも視野に入れていると思われませんが、皆さんいかがでしょうか。

中岡英二委員 不穏当発言について、議会運営委員会で結論が出た。その扱いについてどうしたのかということをお話されていますが、前回の会議の中で、参考人の山田議員から、不穏当発言について聞いていないというのを、何か聞いたような気がするんですよ。本人に伝わってないのかな。その後の処理というのはどのようにされたのかなというのは、聞いたときに疑問に思いました。6月議会の中で訂正されたというけど、これは不穏当発言を訂正されたのではなく、自分がブラック企業に対して、その企業が間違っていたということで訂正されたと私は思っていました。だから不穏当発言についてはどうなのかなというのはありました。以上です。その辺分からないことばかり言いますけど。

矢田松夫会長 中岡委員が言われたのは、もしそれが不穏当と決定したというようなことであるならば、私に何らかの通知があったかもしれませんが、私は何も聞いておりません。議会運営委員会で決定したんでしょうか。私はそれを確認しておりませんという山田議員からの発言がありました。

島津議会事務局次長 私が先ほど申し上げました流れも、全て確実なものではありません。山田議員が聞いていなければ、そこは違う可能性もありますので、訂正させていただきます。

矢田松夫会長 それでは第63回議会運営委員会での皆さん方の御意見については、これで閉じさせていただきますが、本来の審査の対象となる該当事項の第5号については、先ほど皆さん方の御意見を頂きまして、間接的にはあったけれど、直接にはそういったものは存在しないんじゃないかということの御意見を頂きました。次に第3条第1号について皆さん方の御意見を頂きたいと思います。それは違うよとか、こうだとか、お互いに議論をしていただいたほうがいいと思います。平成30年9月28日の議会におけるブラック企業発言については、第3条第1号に該当するのかなのか。これについての御意見を頂きたいと思います。

岡山明副会長 私からはまず、ブラック企業という発言が出たのが、平成30年9月28日で、これは議会の最終日という状況です。この後に、いろいろ事情を調査した結果、どうも違っていた。どうも最初に自分が対象とした企業と違っていたという状況があって、息子さんの会社も本社ではなくて子会社に勤めていたという状況です。この話を1か月後に聞いて、その時点で、訂正しようと思えば、もう議会終わっていますけど、次の12月議会で訂正はできたんじゃないかと思っています。平成31年3月には民事訴訟を起こされているという状況がありますが、民事訴訟を起こされる前に、自分の調査で訂正しないとイケない状況であったと私は思ったんです。そういう意味で、まずは12月の時点で訂正して、謝罪じゃないけど、そこで誠意を持ってできていたんじゃないかと思います。それがやっぱり社会的責任、道義的責任で、本来であれば12月時点でやっていたら、民事訴訟もなかったんじゃないかと私は思っています。抗議文も来ていますが、それも無視しているという状況がありますので、その辺は道義的に見て不誠実だと思います。

矢田松夫会長 遅れたことが不誠実だという理解でいいんですか。

岡山明副会長 自分が調査し、どうも違うという状況であれば、1か月後にそれが分かったみたいですので、その辺は12月の定例会で修正、謝罪じゃないけど、その辺が私はできたんじゃないかと思います。そういう意味で、何回も言うんですけど、その辺は第1号の部分にあてはまるんじゃないかなと思っております。

杉本保喜委員 議会運営委員会で不穏当発言であるというふうに結論づけているんですが、この不穏当発言というのは、発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言をしたということが不穏当発言に該当するんです。今回の最初的时候に出た問題の中で、発言の根拠をもっとしっかり調べて発言すべきであったと思います。結論としては、そういうふうになるんですけど、そういう点では、自分が発言するという行動というか、結果として職務に対して疑惑を持たれる行為をしてしまった。だから、先ほど副会長が言われるように、明らかになった時点で少なくとも本人なりに、実はこうこうこうであったというような話をしておれば、解決が早かったのではないかなというふうに思います。そういう点でやはり第3条第1号に触れるのではないかなと私は思います。

伊場勇委員 その第3条第1号ですが、市民全体の代表者として品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないことということで、品位と名誉を保持しというところも重要なところではありますが、さらに最後の「その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」、疑惑を持たれる行為とは何だったんだろうというところは、いろいろ考えているところでありまして、疑惑を持たれる行為となるのかというところが焦点になるんじゃないかなというふうに思います。他市の条文等を見ても、そういうふうに考えていて、品位と名誉というのは、一般的な常識はあるにせよ、本市議会についてどうなのかというところは、政治

倫理としてどうなのかというところも焦点になるというふうに思っています。申入書の中にも、不正行為に当たるのかというところの御意見もありますので、その辺はどうなんだろうというところは、もうちょっと時間を頂きたいというふうな思いです。

矢田松夫会長 ですから、今回のブラック企業発言が、品位が欠けているのかいないのかという意見を言ってください。

伊場勇委員 品位については、ふさわしくなかったのではないかというふうに思っています。

中岡英二委員 私は議員政治倫理条例の第3条を読んだときに、これは私の個人的な解釈ですから、こう思われる方もあれば、法令に関しては、個人的な見解というのがあると思います。私の考え方から言うと、第3条に関しては、議員は公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令、前文では法律に対して遵守すべきと述べられ、またもう一方では、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。この二つの点があると思います。第1号に関しては、私は市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務、議員活動ですね、に関して疑惑を持たれる行為をしてはならない。すなわち疑惑とは、本当かどうか信用できないなということを考えさせてはいけません。第2号に関しては金品の授受、これは市民に対しても金品についての疑惑を持たれてはいけません。また第4、5、6号に関しては、これは市との関わりについての規制を掛けている文章だと思っております。法の解釈には個人的な考えがありますが、結論から言いますと、私は第1号に関して、この事案に抵触しているのではないかと思います。なぜなら、平成30年9月28日にブラック企業と発言されてから、令和3年5月20日まで訂正ができなかった4年間というのは、この発言は生きております。調査請求者にとっては訂正があるまでは、心身に何かあったと思います。何らかの理由で訂正が遅れたとは思いますが、こうしたことに気付いたときに、発言

の訂正というのをしていただきたかったなというのは私の思いです。結論から言いますと、疑惑を持たれる行為をしないことが一番大切であり、第1号に抵触し、すなわち議員政治倫理条例に抵触しているのではないかと思います。

水津治委員 品位ということで行くと、受け取る側からするといろいろ思いに差があると思うんです。物差しがないので。地方自治法第132条の品位の保持という中に、議員は「無礼な言葉を使用し」という文言であれば、ある程度無礼な言葉というのは、ある程度判断ができると思うんですが、品位となるとなかなか難しいなというような思いがあって、私は無礼な言葉、地方自治法の中では、そういうふうに出たわけておりますので、それを考えたときに、品位ということについては、ちょっと難しいかなという思いをしております。

恒松恵子委員 私も個人的な見解ですけれども、発言の訂正はございましたが、請求人は納得していない状況で、このような審査会が開かれております。また裁判所の結論は理解できるものではありませんが、やはりブラック企業という発言は非常に議場においてネガティブワードだと捉えております。また訂正の機会を逃したか、裁判中かで遅かったこともあり、やはり第3条第1号に抵触するのではないかと思います。

笹木慶之委員 この政治倫理条例の目的の中に、これが一番大きなあれなんですけど、「市民の負託に応え、良心と責任を持って政治活動を行い」という責任なんですよ。良心と責任、これは大前提となるわけですが、やはり間違いがあれば速やかに訂正するという、これも大きな責任の範ちゅうじゃないかなというふうに実は思うわけです。そして議会運営委員会の中で不穏当発言という形で、その辺りは整理されたということ踏まえて考えれば、やはり第3条第1号の品位と名誉を保持しという部分で、先ほど副会長のほうからもあったように、事案が分かったならば、なぜ速やかにそれを訂正しなかったのかといったことの問題を残しながら

ら走ってきたというのは、やはり責任という部分について、少し対応が遅かったんじゃないかというふうな気もします。したがって、それらを含めて考えると、やはり速やかな謝罪といたしますか、不穏当発言に対する謝罪というのは必要な案件じゃないかな。これが議会の品位と名誉を保持するということにつながっていくというふうには思いますね。そういう意見です。

伊場勇委員 品位については、ふさわしくなかったらというふうに思っているんですが、職務に関して疑惑を持たれる行為だったのか、不正な行為だったのかどうかというところは、ちょっとそこまで至っていないんじゃないかなと思っているんですよ。だから疑惑を持たれる不正な行為ではなかったんじゃないかなと思っているところがあるので、完全に抵触しますとは言い切れない状態と思っています。

矢田松夫会長 先ほど言われた委員の方と伊場委員と意見が違いますが、それについて、皆さん方から意見があれば。例えば、本当言ったら伊場委員のほうからこう言っているけど、僕はこう思うよと。逆に皆さん方のほうから、伊場委員はそんなこと言っているけど、私はこう思うよという意見が本当は欲しいんですよ。それぞれ一人ずつの意見も必要なんですけど、やっぱりここは審査会ですから、物事を明らかにするのが審査会ですから、もう少し議論を深めるためには、今ちょっと違った意見が出たんですよ、今までと。

中岡英二委員 先ほども言いましたけども、この疑惑という対象が第4、5、6号、市に関することに関しては、私はやはり不正行為につながるおそれがあると思います。しかし、第1、2号に関しては疑惑、本当かどうか信用できない。これは疑惑イコール不正の可能性があると、私は考えておりません。その対象の第4、5、6号に関しては、これは不正、疑惑イコール不正という可能性がありますが、第1、2号に関しては、疑惑はやはり本当かどうか信用できないなと思われた時点で、疑惑

だと思います。疑惑イコール不正とは私は考えておりません。

矢田松夫会長 中岡委員は疑惑を持たれた発言であった、行為であったと。片や、伊場議員のほうから、不正行為と。行為と疑惑とはどういうふうに関連するのか、ちょっと私もよく分からんですが、不正行為には至っていなかったと。逆に返せば疑惑までには至っていなかったというふうに解釈を私はしたんですけれど、どうなんですかね皆さん方。

中岡英二委員 だから、第1、2号に関しては、疑惑イコール不正行為とは全く思っておりません。本当かどうか信用できないことに関して疑惑という言葉が使われていると、私は法の解釈をそうしています。だから、不正行為があったというのは、さっきもあったけど、第5号のところ、それに該当しないということが出たのは、私はそういうところだと思います。

矢田松夫会長 この第1、2号については、不正という言葉は必要でないということですね。伊場委員何かありますか。

伊場勇委員 倫理条例の目的のところ、良心と責任感を持ってということと、公正で開かれ、民主的な市政の発展に寄与することを目的とするということなんですが、他市の条文等を参考にしてみると、やはり不正行為を行わないような、不正防止のための条例であるということも結構半数ぐらい書いてあるんです。本市議会の条例には書いていないのですが、第3条第1号にも疑惑を持たれる不正行為をしないことというふうになっている市町もある。ただ、本市の場合は公正で開かれ、民主的な市政の発展に寄与することを目的とするという、公正という文字しか出ていなくて、公正の反対が不正なのかなというふうなことも、捉えられるといえば捉えられると思うんですよ。正しくないこと、事実とは違ったことは訂正しているわけですよ。訂正している中で、不正な行為にここが当たるのかということ、ちょっと悩んでいるんですよ。そこ

について、品位と名誉を保持しというところについては、品位についてはふさわしくない発言だったんじゃないかというふうに最初から思っているんですが、その行為についてですよ。疑惑を持たれる行為をしないことというところについて、さっき言ったような考えを持っています。中岡委員が第1、2号は不正じゃないんじゃないかというふうなことはおっしゃいましたけれども、やはり第1、2号も不正な要件というのは加わってくるんじゃないのかなというふうな解釈をしております。

矢田松夫会長 大体の意見が出ましたので、ほかにありますか。それでは、今日のまとめをしていきたいと思うんですけど、今日のまとめというのは、皆さん方からこういうふうな意見に出ましたというまとめをしたいと思いますので、ちょっと若干時間を頂きまして、40分まで休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

矢田松夫会長 それでは審査会を再開します。最初に皆さん方に御意見を頂いたのは、調査請求の対象となる該当事項についての第5号については、違反する行為の存否について該当しないという結論を頂きました。問題は第1号についてです。第1号については、いろいろ御意見を頂きました。訂正発言が2年8か月もかかったこと。あるいは、品位に欠けたんじゃないかという御意見も頂きました。いろいろ頂きましたので、これから先でありますけれど、この次の審査会においては、皆さん方の今日頂いた御意見についてのまとめ、たたき台を出します。それについて、皆さん方の意見を頂きます。正式な結論を出していきたい。調査請求の対象となる山田議員からも、それについての御意見をもう1回聞きます。そういう順番を踏まえて、政治倫理審査会の結論を出していきたい。もう1回言いますが、第5号については該当しないという結論を頂きました。第1号については、今日の皆さん方の御意見を頂きまして、次回、

たたき台を出します。まとめを出します。それについて、また皆さん方の御意見を頂きます。山田議員からも、まとめについての御意見を頂くという流れで行きたいと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そういうことで進めていきたいと思えます。次回の審査会については、閉会した後に、皆さん方の日程調整をしたいと思えますので、今日の審査会は以上で終了しますが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第3回の政治倫理審査会を閉じさせていただきます。御苦労様でした。

午前11時43分 散会

令和3年（2021年）8月17日

政治倫理審査会長 矢田松夫